

令和 8 年度 ふるさとづくり公園等整備助成事業実施要綱

（目的）

第 1 条 地域における憩いの場である地域の公園を末永く活用できるよう、整備にかかる経費の助成を行う。

（実施者）

第 2 条 本事業は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が共同募金配分金を財源として実施する。

（助成の対象）

第 3 条 助成の対象は、いなべ市内の自治会において、当該自治会が管理する公園整備にかかる経費とする。

（助成対象外経費）

第 4 条 次の経費は助成対象外とする。

- （１）役員会など会議・打合せにかかる経費および人件費
- （２）飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
- （３）その他、市民の理解が得られないと本会が判断した事業の経費

（助成額）

第 5 条 助成額は、第 4 条助成対象外経費を除く整備にかかる経費全額とし、自治会あたり助成額の上限は年間 2 万円とする。

2 助成額は、第 6 条により申請手続きが行われることで、本会にて審査され決定される。

（申請）

第 6 条 今年度の事業実施後、本会へ所定の申請書と関係書類を提出する。なお、申請の受付は、予算がなくなり次第終了とする。

2 申請受付期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 12 月 18 日までとする。

3 申請した自治会において整備を行った公園について、他の自治会が申請をすることは出来ない。

（助成金の返還）

第 7 条 本事業において不正に助成金を申請する他、本会が不適当と認めた場合は、助成金を速やかに全額返還しなければならない。